

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成29年6月19日（平成29年（行情）諮問第254号）

答申日：平成29年12月18日（平成29年度（行情）答申第391号）

事件名：不祥事件等届出書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1につき、その一部を不開示とし、文書2（以下、文書1と併せて「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月6日付け金監第226号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定及び不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書（「審査の申請」）及び補正書の記載によると、以下のとおりである。

- (1) 不開示とした部分が多岐、かつ銀行を保護する目的を内包しており、法の求める趣旨を逸脱している。
- (2) 公共的性格を持つ銀行に対する行政庁の監督責任を確認したため。
- (3) 事件発覚懲戒免職後、相当の月日経過後、銀行が把握しない、新たな不正が公になるという事実が存在しており、上記(1)及び(2)に係る必要性が否定できない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

審査請求人が福岡財務支局長に対して行った平成29年1月4日付け行政文書開示請求（同月6日受付。以下「本件開示請求」という。なお、本件開示請求は、法12条1項に基づき、同月24日付けで処分庁に移送された。）に関し、処分庁が、同年2月6日付け行政文書開示決定通知書及び行政文書不開示決定通知書（いずれも金監第226号）において本件開示請求に係る行政文書の一部を不開示とした原処分については、以下のとおり、これを維持すべきものと思料する。

- (1) 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書は、「平成28年に特定銀行A支店、B支店の現金多額盗難が自行行員による共同正犯誘導事件であると捜査されたことにかかる同行の報告書及び当庁の指導を含む行政処分の内容が分かるもの（司法処分（類する）を含む）」である。

(2) 原処分について

ア 処分庁は、本件開示請求に係る行政文書のうち、前段の「同行の報告書」については、別紙の1に掲げる文書1を特定した上で、その一部のみ開示する旨の決定を行い、後段の「当庁の指導を含む行政処分の内容が分かるもの（司法処分（類する）を含む）」については、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせず不開示とする旨の決定を行った。

イ 処分庁が上記アのとおり決定を行った理由は次のとおりである。

(ア) 文書1について

- a 不開示とした部分には、文書1を提出した特定銀行の印影が記録されている。当該印影は、認証的機能を有し、実社会において重要な役割を果たしており、これを公にした場合、偽造等されることにより財産的損害等を及ぼし、当該金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当し、不開示とした。
- b 不開示とした部分には、文書1に係る事件の事故者、前記金融機関の職員に関する氏名、役職名等の情報が記載されている。当該情報は、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため、法5条1号に該当し、不開示とした。
- c 不開示とした部分には、前記金融機関における具体的な不祥事件に係る発生要因や事後措置等、内部管理に属する情報、当該金融機関による申出内容等が記載されており、これを公にすることにより、当該金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当し、不開示とした。
- d 不祥事件等届出書の提出自体は法令に基づく義務であるが、公表が予定されていないものであり、法令等で求められる必要的記載事項以外の記載内容等については、金融機関の自主的な判断に委ねられている。金融監督当局においては、金融機関から提出された報告書に基づき、金融機関との一定の信頼関係を保ちながら、事実確認を行っているところである。これを公とすることになれば、金融機関が事実関係の報告・届出等に対して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがある。これにより、金融監督当局と

して必要とする正確な事実の確認が困難になるなど、金融監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当し、不開示とした。

(イ) 文書2について

特定の金融機関に対して発出した報告徴求や業務改善命令等の行政処分は、既に公表しているものや金融機関が自ら公表しているもの以外のものは、当該命令等が発出されたという情報自体を公にすることにより、当該金融機関の事務管理の問題点や経営状態についての憶測を招き、社会的地位を低下させるなど、金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示理由に該当する。

したがって、文書2が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるため、実際に文書2が存在するか否かに関わらず、文書2の存否自体を不開示とする必要があり、法8条の規定に基づき、文書2の存否を明らかにせず不開示とした。

(3) 原処分の妥当性について

ア 文書1の不開示事由該当性について

(ア) 金融機関の印影

不開示とした部分には、文書1を提出した金融機関の印影が記録されている。当該印影は、認証的機能を有し、実社会において重要な役割を果たしており、これを公にした場合、偽造等されることにより財産的損害等を及ぼし、当該金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは明らかであるから、法5条2号イに該当する。

(イ) 不祥事件の事故者の氏名・経歴、届出金融機関の職員の氏名・役職名

不開示とした部分には、文書1に係る事件の事故者、前記金融機関の職員に関する氏名、役職名等の情報が記載されているところ、当該情報は、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることは明らかであるから、法5条1号に該当する。

(ウ) 文書1に記載された具体的な届出内容等

a 法5条2号イ該当性

文書1には、不祥事件につき金融機関が発生当時に認識した事件の内容、認識した経緯、発生直後に講じた措置や、将来に向けた発生原因分析、再発防止策といった、当該金融機関の内部管理態勢及び危機管理態勢に属する情報が含まれている。

仮に、これらの情報が公にされ、不特定多数人の目にさらされれば、記載内容の表面的な字面をとらえて、例えば、組織的な犯行や隠蔽があったのではないかとか、当行が打ち立てた再発防止策をもってしても今後さらに類似事案が発生するのではないかなどといった根拠なき憶測を招き、ひいては当該金融機関の信用を低下させ、既存の顧客や取引先を失い、新規顧客等の獲得に支障を招きかねないばかりでなく、銀行店舗内における現金窃盗という不祥事件の内容に照らすと、その届出内容を明らかにすることは、当行の防犯体制や警備体制に支障を来たすことにもつながりかねない。

そうすると、文書1に記載された具体的な届出内容は、これを公にすれば、当行の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

b 法5条6号柱書き該当性

不祥事件届出制度は、金融機関に対する監督権限の行使の端緒となるものであり、その実効性は不祥事件等届出書の記載内容の具体性に相当程度依存しており、金融監督当局においては、金融機関から提出された報告書に基づき、金融機関との一定の信頼関係を保ちながら、事実確認を行っているところ、金融機関が届出書の記載の内容・程度を空疎・曖昧なものにとどめたり、殊更に事実の一部を記載しないなど事実関係の報告・届出等に対して非協力的ないし消極的な態度をとれば、金融監督当局として必要とする正確な事実の確認が困難になるなど、金融監督当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明白である。

この点、たしかに、不祥事件等届出書の提出自体は法令に基づく義務であり、金融庁策定の総合的な監督指針においてその書式例が定められているものの、記載の内容・程度については法令上の定めはなく、金融機関の自主的な判断に委ねられるのであるから、不祥事件等届出書の提出が法令上の義務であることをもって金融監督当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないとする根拠にはなりえない。

したがって、文書1に記載された具体的な届出内容は、これを公にすれば、金融監督当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められることから、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 文書2に係る存否応答拒否の妥当性について

(ア) 不祥事件等届出書の提出があった場合、不祥事件と業務の適切性

の関係については、①不祥事件への役員の関与や組織的な関与はないか、②当該事件の内容が銀行の経営等に与える影響はどうか、③内部けん制機能が適切に発揮されているか、④改善策の策定や自浄機能は十分か、⑤当該事件の発覚後の対応は適切かなどといった観点から検証することとされており、また、一般に、金融監督当局において、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施し、必要に応じ、銀行法24条に基づき報告を求め、さらに、重大な問題があるときは、同法26条に基づく業務改善命令等を発出することとしている（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針II-3-1-1（3）（4））。

そうすると、特定の金融機関の不祥事件に関して当庁が行った行政処分の内容が分かる行政文書の存否を答えることは、不祥事件に関して上記①ないし⑤等の観点に照らして何らかの内部管理態勢上の問題点が認められたことの有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなる。

（イ）そこで、本件存否情報の不開示事由該当性について検討するに、本件存否情報を明らかにすることは、例えば、不祥事件の発生及び対応に係る内部管理態勢や危機管理態勢がことのほか機能しておらず、経営状態について根拠なき憶測を招き、ひいては当該金融機関の信用を低下させ、既存の顧客や取引先を失い、新規顧客等の獲得に支障を招くなど、法人たる当該金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

（ウ）このように、本件存否情報は、法5条2号イの不開示情報に該当することから、原処分が、法8条の規定により、文書2の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは妥当である。

#### （5）結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

#### 2 補充理由説明書

文書1の不開示とした部分には、不祥事件等届出書を提出した金融機関の文書番号が記載されている。これを公にすると、当該金融機関において一定期間内に作成された文書の件数に係る内部情報が明らかになり、その多寡によって当該金融機関の業務量が推察され、これを基に様々な憶測を招き、ひいては当該金融機関の信用を低下させるなどして、当該金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは明らかであるから、法5条2号イに該当する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月5日 審議
- ④ 同年11月9日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月21日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年12月6日 審議
- ⑦ 同月14日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、「平成28年に特定銀行A支店、B支店現金多額盗難が自行行員による共同正犯誘導事件であると捜査されたことにかかる同行の報告書及び当庁（金融庁）の指導を含む行政処分の内容が分かるもの（司法処分（類する）を含む）」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、文書1のうち、その一部（別紙の2に掲げる部分。以下「本件不開示部分」という。）につき、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とし、文書2については、その存否を答えるだけで、同条2号イの不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消して、本件不開示部分及び文書2を開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、文書1の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性及び文書2の存否応答拒否の妥当性について検討する。

### 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

文書1は、平成28年11月2日付けで特定銀行から福岡財務支局長宛てに提出された不祥事件等届出書である。

#### (1) 別紙の2の番号1に掲げる部分について

当該部分には、特定銀行の法人印及び頭取印の印影が記載されていると認められる。これらの印影は、提出された文書が真正なものであることを証するものであって、それにふさわしい認証的機能を有するものと認められるから、これらを公にすることにより偽造等に悪用され、特定銀行の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (2) 別紙の2の番号2に掲げる部分について

当該部分には、特定銀行の担当者の役職及び氏名並びに事故者の氏名及び経歴等に係る情報が記載されていると認められ、これらの情報は、特定の個人を識別できるものに該当し、法5条1号ただし書きのいづれにも該当せず、また、氏名は個人識別情報であることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、担当者の役職及び事故者の経歴等については、当該部分を公にすると、知人等関係者であれば個人の特定が可能となり、その場合、当該担当者が本件不祥事件に係る特定銀行の内部調査に携わっていた等の情報や、原処分時点においては公表されていない事故者の氏名を明らかにする結果となることから、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、同項による部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

### (3) 別紙の2の番号3に掲げる部分について

当該部分のうち、特定銀行の自主的な調査に基づく、発生した不祥事件に係る非公表の事件の概要、事故発生要因の分析・問題意識、事後措置又は要改善事項、人事処分の内容等に係る部分については、これを公にすると、特定銀行の経営管理態勢、業務運営態勢及び本件不祥事件に対する今後の対応方針の詳細などの内部情報が明らかとなることにより、特定銀行の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、当該部分のうち、特定銀行の当該不祥事件等届出書に係る文書番号については、これを公にすると、特定銀行の特定期間における文書作成業務の量に係る内部情報が明らかとなることにより、特定銀行の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

以上により、当該部分については法5条2号イに該当すると認められるので、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

## 3 文書2の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 諮問庁は、上記第3の2(4)イ(ア)のとおり、不祥事件等届出書の提出があった場合には、不祥事件と業務の適切性の関係については、①不祥事件への役員の関与や組織的な関与はないか、②当該事件の内容が銀行の経営等に与える影響はどうか、③内部けん制機能が適切に発揮されているか、④改善策の策定や自浄機能は十分か、⑤当該事件の発覚後の対応は適切かなどといった観点から検証することとされており、また、一般に、金融監督当局において、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施し、必要に応じ、銀行法24条に基づき報告を求め、さらに、重大な問題があるときは、同法26条に基づ

く業務改善命令等を発出することとしていることから、文書2の存否を答えることは、不祥事件に関して上記①ないし⑤等の観点に照らして何らかの内部管理態勢上の問題点が認められたという事実の有無（本件存否情報）が明らかになる旨説明する。

当審査会事務局職員をして、金融庁が公表している中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針を確認したところ、不祥事件等届出書があった場合の対応については、諮問庁の上記説明のとおりであった。そうすると、文書2の存否を答えることは、本件存否情報を明らかにすることになるものと認められる。

- (2) 当審査会事務局職員をして、金融庁が公表している行政処分事例集及び特定銀行のウェブサイトを確認したところ、文書1に基づき特定銀行に対して行政処分を実施したという記載や、特定銀行が金融庁から本件不祥事件に関して行政処分を受けた等の記載は認められなかった。

さらに、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不祥事件等届出書の提出があった場合の報告徴求や業務改善命令等の実施状況及び金融庁が公表している行政処分事例集への掲載状況について確認させたところ、諮問庁は、不祥事件等届出書の提出があった場合に必ず報告徴求や業務改善命令等を行うものではない旨及び業務改善命令等を行った場合であっても必ず行政処分事例集に掲載するわけではない旨説明する。

そうすると、本件存否情報を公にした場合、特定銀行において銀行のリスク管理態勢や経営管理態勢などの業務の健全性・適切性に何らかの問題があるのではないかといった憶測を呼び、特定銀行の社会的信用を低下させ、同業他社との競争関係において不利益を被るおそれが生ずるなど、特定銀行の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本件存否情報は、法5条2号イの不開示情報に該当する。

- (3) したがって、文書2の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、文書2に係る開示請求を拒否すべきものと認められる。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、文書1につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とし、文書2につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定については、不開示とされた部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、同条6号柱

書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であり、文書 2 について、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条 2 号イに該当すると認められるので、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは妥当であると判断した。

(第 4 部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙

1 本件対象文書

文書1 不祥事件等届出書（平成28年11月2日付け）

文書2 平成28年に特定銀行A支店，B支店の現金多額盗難が自行行員による共同正犯誘導事件であると捜査されたことにかかる当庁（金融庁）の指導を含む行政処分の内容が分かるもの（司法処分（類する）を含む）

2 本件不開示部分

番号	対象文書	不開示部分	不開示条項
1	文書1	1頁目の①及び③（特定銀行の印影部分）	法5条2号イ
2		1頁目の④（特定銀行の担当者の氏名及び役職名），2頁目の⑤及び6頁目の⑬（事故者の氏名，職名，生年月日，年齢，入行年月日及び経歴）	法5条1号
3		1頁目の②（特定銀行の文書番号），2頁目の⑥（事件の概要）及び⑦（不祥事件等届出書の該当条項，発覚年月日，発生日，事故金額，実損見込額及び発覚の端緒）及び3頁目の⑧ないし5頁目の⑫（事件の概要，発生要因分析，事後措置又は要改善事項及び人事処分内容等に係る記載）	法5条1号，2号イ及び6号柱書き